

改訂6版 測量業者登録申請の手引き（追補）

このたびは「改訂6版測量業者登録申請の手引き」をお求めいただき、誠にありがとうございます。平成18年度税制改正により、以下のような改正がございました。お手数お掛け致しますが、ご参照の上ご対応の程、宜しくお願い申し上げます。

測量業者の登録に係る登録免許税等の一部改正について

平成18年度税制改正により、登録免許税法が一部改正されることに伴い、測量業者の登録に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いが一部改正され、平成18年4月1日より施行されます。平成18年4月1日以後、登録申請に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いについては以下のとおりとなります。

1. 測量業者の新規登録

- ① 法人及び②③以外の個人が測量業者の登録を行う場合。

90,000円の登録免許税を納付。※従前どおり。

- ② 平成18年4月1日以後に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

15,500円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は15,100円）。

- ③ 平成18年3月31日以前に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

30,000円の登録免許税を納付。

②、③の取扱いについては、平成18年4月1日以降に、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する各地方整備局等において登録されるものについて適用されます。

2. 測量業者の更新登録（登録手数料を改定しました）

15,500円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は15,100円）。

改定後の手数料については、平成18年4月1日以降に、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する各地方整備局等の受付窓口にて提出された申請書（郵送の場合は、平成18年4月1日以降の消印がある申請書。オンライン申請の場合は、平成18年4月1日以降に前記受付窓口にて到着した申請書）に係る登録手数料について適用されます。

なお、今般の税制改正に伴い、測量業者の登録とともに測量士（補）の登録についても改正が行われていますので、測量士（補）登録の登録免許税の課税については以下を参照願います。（問い合わせ先）

- ・測量業者の登録 本店所在地を管轄区域とする国土交通省地方整備局

（北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局）の窓口 ※本文7頁参照

- ・測量士（補）の登録 国土交通省 国土地理院 総務部 総務課 試験登録係

電話 029-864-8248（直通）

<http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN/O306.htm>

※詳しくは、国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/index2.html> をご覧下さい。

以上の改正により、本文中を以下のように読み替えてご利用頂けますようお願い申し上げます。

◆ 本文 2 頁 測量業の登録のあらまし 3. 登録を受けるには の後に追加

○ 登録免許税及び登録手数料について

新規登録時は登録免許税90,000円を国税収納金整理資金納付書により日本銀行歳入代理店又は郵便局等で現金で納付します。

ただし、申請者が以下に該当する場合は異なります。

① 平成18年4月1日以後に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

登録手数料15,500円を申請書の所定の場所に政府発行の収入印紙を貼付して納付します。

② 平成18年3月31日以前に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

登録免許税30,000円を国税納付整理資金納付書により日本銀行歳入代理店又は郵便局等で現金で納付します。

◆ 本文13頁 1 新規登録 (1)測量業者登録申請書 解説 6【個人の場合】

「申請時の登録」欄は記載しない。

「収入印紙」の欄には、事業主本人が平成18年4月1日以降に測量士の登録を受けている場合は登録手数料として政府発行の収入印紙15,500円分を貼る。

※ 事業主本人が平成18年3月31日以前に測量士の登録を受けている場合は登録免許税を納めることとなるので注意。

◆ 本文14頁 1 新規登録 (2)登録免許税納付書・領収証書はり付け欄 下の説明書き

登録免許税の納付は国税収納金整理資金納付書により現金で90,000円（平成18年3月31日以前に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合は現金で30,000円）を日本銀行歳入代理店又は郵便局等で次頁の記載例にならって記載し、納付する。

◆ 本文67頁 2 更新登録 (1)測量業者登録申請書 解説 6【法人の場合】

「収入印紙」の欄には、登録手数料として、**政府発行の収入印紙15,500円分を貼る。**（以下同）

以上